

『和劑局方』の増補年代の問題

鈴木 達彦

北里研究所東洋医学総合研究所 医史学研究室

受付：平成19年9月26日／受理：平成19年12月21日

要旨：北宋代に初版が出版され、何度となく増補された『和劑局方』の増補の過程を検討し、以下の結果を得た。(1) 通行本『和劑局方』は6つに区分されているが、これらは時系列的に配列されているわけではない。呉直閣方は紹興方とほぼ同時代、統添方は嘉定元年(1208)に増補されたものである。(2) 大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方を本方の部、呉直閣方、統添方を別録の部と2つに大別し、各々の部で時間の経過とともに増補された、と見るのが妥当である。(3) 本方の部における、大観、紹興、宝慶、淳祐の区分は各々の時代の編纂時に区切られたわけではなく、後の時代(淳祐以降)に意図的に区切ったと推定される。

キーワード：和劑局方、増広校正和劑局方、増註太平惠民和劑局方

『和劑局方(太平惠民和劑局方)』は、世界で最初の国定薬局方として医薬学の分野では重要視されている。また、本書には有用な処方多数が収載されており、今日の漢方製剤の主要な原典の一つであると同時に売薬製剤の宝庫でもある。『和劑局方』の処方は、文献的に初出のものが多い。このため、『和劑局方』の処方は初出文献としてしばしば引用されるが、本書は北宋代、大観年間(1107-1110)に初版が出版され、以来、南宋末に至る約150年間に何度となく増補され続けてきているため、引用する際には、その処方がどの年代に増補されたものであるかを付記するのがほぼ常識化されている。今日我々が見る通行本は各病門ごとに以下に示す区分がされており、増補された年代が理解しやすい(写真1)。

- (1) [原方](以下大観方)(大観年間, 1107-1110)
- (2) 紹興統添方(以下紹興方)(紹興年間, 1131-62)
- (3) 宝慶新增方(以下宝慶方)(宝慶年間, 1225-27)
- (4) 淳祐新添方(以下淳祐方)(淳祐年間, 1241-52)
- (5) 呉直閣増諸家名方(以下呉直閣方)
- (6) 統添諸局経験秘方(以下統添方)

以上6つの区分のうち、(1)~(4)は、年代別に記されているので増補年代が容易にわかるが、(5)、(6)については、いさかまどわされる。ことに区分の全体の位置関係から(5)、(6)は(4)以後に増補されたものであろうと考えがちである¹⁾。しかしながら、本稿の後節で明らかにするように、(5)、(6)は(1)~(4)に続くものではないことがわかる。

本稿では、『和劑局方』のいくつかの版本や関連する医書を再検討することにより、『和劑局方』の編纂の過程と問題点を明らかにした。なお、ここでは享保17年(1732)に江戸幕府の命で今大路親頭らが校刊した『増広太平惠民和劑局方』10巻²⁾(以下、通行本)を基準として議論を進めた。

1. 『幼幼新書』が引く『和劑局方』

大観年間に編纂された初版の『和劑局方』は今日見ることにはできないが、約40~50年後に著された『幼幼新書』³⁾(1150)が引用する『和劑局方(太医局方)』⁴⁾を復元することにより、初版本をある程度類推することができる。『幼幼新書』が引用した『和劑局方』の全80処方を検討した結果、これらがすべて通行本の大観方に属し、それ以降の処方はみられないことが判明した。

治瀉痢		秘法	
鍾乳建脾圓	朝真丹	駐車圓	
訶梨勒圓	大温脾圓	黃連阿膠圓	
神效胡粉圓	桃花圓	靈砂丹	
不二圓	訶梨勒散	木香散	
神功圓	麻仁圓	脾約麻仁圓	
七聖圓	七宣圓	七寶湯	
冒風湯	半硫圓	赤石脂散	
威應圓	純陽真人養臟湯		
金粟湯	御米湯	地榆散	
斗門散	育腸圓	腸風異散	
	水菘木香圓	狗頭骨圓	
	大斷下圓		
	大香連圓	戊巳圓	
	豆附圓	温中圓	
	神應黑玉丹	嬰粟湯	
	麴木圓	纏金丹	
	遇仙立效散	三神圓	
	地榆散	秘傳斗門散	
	萬金散	如神止瀉圓	
	黃耆湯		

写真1 『太平惠民和劑局方』(故宮博物院, 元刊本)

目録「治瀉痢」

さらに細かく引用を見ると、次のことが明らかとなる。『幼幼新書』は小児科の専門書であることから、『和劑局方』の「小児門」からの引用が極めて多く、「小児門」の大観方44処方中の40処方引用されている。『幼幼新書』の他書における引用例(たとえば『金匱要略』⁹⁾)を参考にすると、小児に関するあらゆるものを引用している。したがって、『幼幼新書』が『和劑局方』「小児門」の大観方中の残りの4つの処方引用し忘れたとは考えづらい。かえって、『幼幼新書』が引用した当時の『和劑局方』には、引用されなかった4方は存在しなかったとみるのが妥当である。すなわち、今日みる大観方よりも処方数の少ない『和劑局方』がかつて存在していたと推測することが可能であろう⁶⁾。

2. 宮内庁5巻本

今日見ることができる最も古い『和劑局方』は宮内庁書陵部に所蔵される『増広校正和劑局方』5巻(以下、宮内庁5巻本)である。本書については北里研究所東洋医学総合研究所の小曾戸洋氏

がすでに研究しておられるが⁷⁾、本稿では、本書を多角的な視点に立って再検討した。

宮内庁5巻本は、1巻と5巻を欠いており、残巻の2, 3, 4巻について検討した。本書は通行本と違い、編纂された年ごとの区分がされておらず、各病門ごとに、前半部と「諸家名方」と記された後半部の2つに区分されている。前半部は通行本の大観方(原方)および紹興方に相当し、「諸家名方」は呉直閣方(総数の約9割)に相当している(図1)。

本書中の処方を通行本と比較して注目される点は次のようである。まず、共通した処方の配列は、通行本の上から順ではなく、大観方、紹興方(一部)から「(呉直閣増)諸家名方」へと飛び、紹興方に続く宝慶方、淳祐方がほとんど存在しない。このことは、『和劑局方』における区分の配列は年代を追ったものではなく、初版(大観方)の編纂の次におこなわれたであろう紹興年間の編纂の時期と同時期か、あるいはこれに引き続いて(呉直閣増)諸家名方が附加されたとみなすことができる。

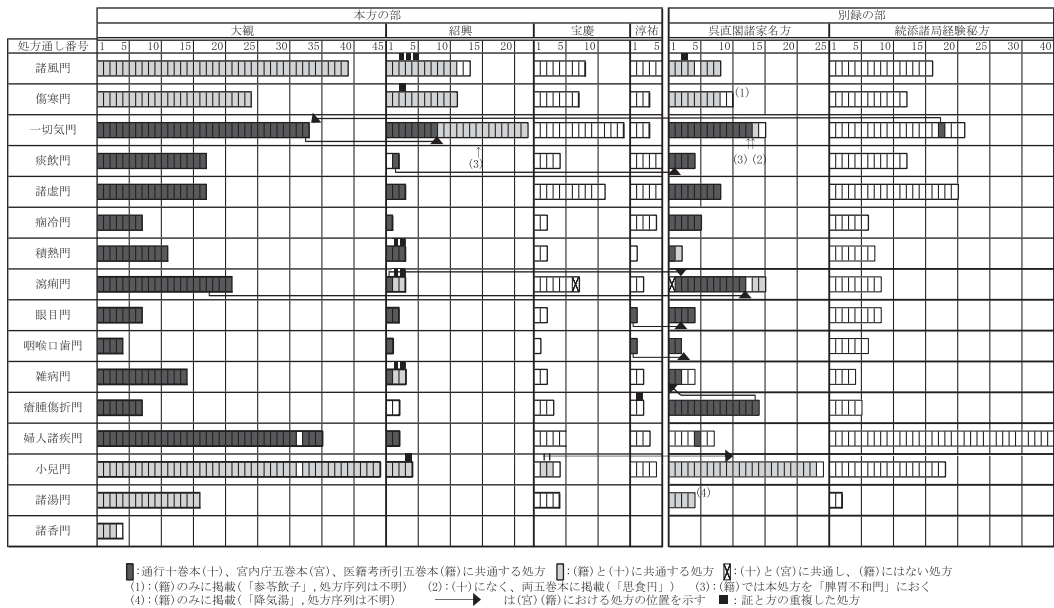


図1 通行十巻本における宮内庁5巻本および医籍考所引5巻本の処方分布

次に注目されるのは、本書は編纂された年ごとの区分がされておらず（大観方と紹興方の区分がされていない）、はじめの部分と「諸家名方」との2つに区分されている点であろう。本稿の後節で明らかにするが、年代ごとの区分（大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方）は後の時代になって作為的に行なったものと考えられることから『和剂局方』の区分は、基本的には宮内庁5巻本にみるようなスタイルであったとみられる。本稿においても、これに準拠して議論を進めた。すなわち大観、紹興、宝慶、淳祐といった増補年代の附された部分を「本方」の部、年代の附されていない呉直閣方、純添方の部を「別録」の部と2つに大別して検討した。

3. 『医籍考』所引5巻本

宮内庁5巻本は印記等から、もとは江戸医学館所蔵のものであったことがわかる。一方、江戸医学館の多紀元胤が『医籍考』で議論している『増広校正和剂局方』5巻本（以下、『医籍考』所引5巻本）の記述を精査すると、宮内庁5巻本とは似て非なるものであることがわかる。すなわち、2種類以上の5巻本が存在していたことになる。宮内庁5巻本は1巻と5巻を欠き、『医籍考』所引5巻本は現在現物を見ることができない、という欠

点をそれぞれ有するものの、両者を組み合わせることにより通行本のいくつかの問題点を指摘することができる。これについての詳細は本稿の第5節以降で検討した。

両5巻本のこまかい相違点は図1に示したが、大雑把には次のようにとらえることができる。『医籍考』所引5巻本も宮内庁5巻本と同様に、前半部と「諸家名方」の2つに区分され、大観方、紹興方の区分がされていない。一方『医籍考』所引5巻本は宮内庁5巻本に比して処方の後ろに増補がみられる。これより、『医籍考』所引5巻本は、紹興年間に編纂がおこなわれた宮内庁5巻本にやや後れて、編纂されたと推定される。このことは、紹興方の編纂のために2回以上増補が行なわれたことを意味する。

『医籍考』所引5巻本は、10巻本には存在しない病門があることが、『医籍考』の記述からわかる。すなわち、一切気門から独立した脾胃不和門が傷寒門の後に存在し、一切気門の感応円から紅円子に至る13方⁸⁾（紹興方、宮内庁本なし）、および呉直閣方の如神円が脾胃不和門に入っている⁹⁾。宮内庁5巻本は、1巻を欠いているため脾胃不和門が存在したかを確認することはできない。しかし、『医籍考』で指摘された脾胃不和門の14方が宮内庁5巻本は一切気門に存在しないことか

ら、宮内庁5巻本が『医籍考』所引5巻本と同じように脾胃不和門が存在する版本であると推察される。

4. 『増註太平惠民和劑局方』

今日、日本での通行本は『増広太平惠民和劑局方』であるが、希に『増註太平惠民和劑局方』を見ることができる¹⁰⁾。後者は許洪が嘉定元年(1208)に処方の中の各薬物に注を加え、また、本書の後に『指南総論』を加えたものである。本書のはじめに許洪の序文が附されており、この中に『和劑局方』の編纂過程を示す重要なことが記されている。日本では本書が出回っていなかったためか、次に示す許洪の序文についてはこれまであまり注目されてこなかった。

「於是按諸家本草所載，具註藥性於逐品之下……仍併將吳直閣得効名方及諸局經驗秘方，各隨條類，附于本方之左，又編次和劑指南總論以冠帙首……時嘉定改元歲在戊辰……許洪謹書」

この序文より次のことが明らかとなる。

(1) 通行本の「吳直閣増諸家名方」に相当する部分は嘉定元年に許洪により附加された。ただし、吳直閣方の大半はすでに5巻本で「諸家名方」として存在している。恐らくは許洪は、別本として存在する「吳直閣得効方」が5巻本の「諸家名方」と一致することを見出し、この部分を「吳直閣増諸家名方」として改めて収載したと推定される¹¹⁾。

(2) 通行本の最後に位置する「統添諸局經驗秘方」に相当する部分も嘉定元年に許洪により附加された。

(1)、(2)の事実から別録の部内の区分は許洪によったことがわかるが、一方、本方の部の区分に関してふれていない点に注意すべきであろう。仮に許洪が底本にした『和劑局方』の本方の部に、大観方、紹興方といった区分があれば、許洪が処方を増補する際に、「嘉定新增方」として、本方に新たな区分を作った可能性もある。これがないことから、許洪以前の『和劑局方』の本方の部

には区分はなかったと見るのが妥当であろう¹²⁾。この推定は、5巻本においても大観方と紹興方の区分がないことから裏付けられる¹³⁾。

(3) 『指南総論』も嘉定元年に許洪により附加された。

『指南総論』は『和劑局方』記載の処方を中心にそれらの具体的な応用を指南したものであり、当時、『和劑局方』の処方がどのように運用されていたかを知ることができる。本節では『指南総論』の処方例を知る目的で本書で用いられている全処方をぬき出し、通行本の区分にしたがって整理した(表1)。この結果、次のことが明らかとなった¹⁴⁾。

i. 『指南総論』全365処方の4割以上が大観方に属しており、紹興方、宝慶方、淳祐方に行くに従い比率が減少している。処方の運用が定着するまでには一定の年月を要することを考え合わせるならば、引用の度合が年代を追って下っている点は妥当と言える。しかしながら、『指南総論』の成立は嘉定元年(1208)で、紹興と宝慶の間に位置する。したがって、本来は宝慶方、淳祐方における数値はゼロでなければならない。本稿の後節、また別報で詳説するが、5巻本の段階においても宝慶方や淳祐方がわずかに本方の部に含まれている。したがって、『指南総論』における処方の引用の問題は、『和劑局方』における大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方の区分に問題があると見るべきであろう。

ii. 『指南総論』に記された全処方中、大観方に続いて多いのが「統添諸局經驗秘方」中の処方である。この事実、『和劑局方』の許洪の序文中で、許洪本人が「諸局經驗秘方」を増補した、と記していることと関連づけて理解すべきであろう。今日、「統添諸局經驗秘方」が、区分の一番最後に位置するところから、淳祐年代以降の増補と理解するむきは間違いである¹⁾。

5. 大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方の区分の問題点

本稿ですでに指摘してきたように本方の部における大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方の区分には多くの問題が存する。本節以降でいくつかの視点

表1 『指南総論』にみられる『和剤局方』関連処方

	『和 剤 局 方』						その他	計
	本 方				別 録			
	大	紹	宝	淳	呉	統		
処方数	154	32	27	4	38	55	55	365
割合 (%)	42.2	8.8	7.4	1.1	10.4	15.0	15.1	100.0

大:大観方, 紹:紹興統添方, 宝:宝慶新增方, 淳:淳祐新添方

呉:呉直閣増諸家名方, 統:統添諸局経験秘方

割合 (%):『和剤局方』の編纂分類別処方数および「その他」の処方数/『指南総論』の全処方数 (365)

に立ってこの問題を探ってみたい。

5-1. 複数の病門にわたって使われた処方の記載

各病門の処方の最後附近に以下に示すような、「治証ならびに方」が他の病門と共通していることを示した処方の例が見られる¹⁵⁾。

感応円 治証并方見一切気類 (瀉痢門)

大已寒円 治証并方見傷寒類 (瀉痢門)

同様な例を検索してみると、13例存在する。また、図1に示すように13例の分布に一定の傾向が見出される。すなわち、11例が紹興方中に存在し、1例が呉直閣方、1例が淳祐方中に存在する。また、紹興方の中でも、『医籍考』5巻本で増補された部分に相当している例が多い。また13例中8例が紹興方と淳祐方の区分の最後に羅列して記されている、条文の配列および条文の内容から明かなように、これらは『和剤局方』を校正する際に各区分の処方の最後に附加されたものとみることができる。また、重複の記載が処方の並びの途中にある例 (諸風門, 傷寒門) は、重複の記載がかつては最後に位置していたものが、その後の増補により、現在は途中に位置するに至ったと推測される。

以上のことから、次の結果が導き出されるであろう。すなわち、『和剤局方』は紹興方の編纂に2度以上、増補、校正が行なわれた。「治証ならびに方」の校正は、ことに2度目の段階でおこなわれた¹⁶⁾。本方の部における大観, 紹興, 宝慶, 淳祐の区分は以上のような実際におこなわれた編纂の過程が反映されていない。

5-2. 処方の移動

5巻本の処方の位置を通行本のそれと比較すると、処方を移動している例がいくつか見出される。それらの中で、次に示す5巻本の「諸家名方」の移動に一定の法則性が見出された。

- (1) 眼目門, 諸家名方の3番目の春雪膏が淳祐方の1番目に移されている。
- (2) 咽喉口齒門, 諸家名方の3番目の礪砂散が淳祐方の1番目に移されている。
- (3) 瀉痢門, 諸家名方の3番目に純陽真人養臟湯が紹興方の1番目に移されている。
- (4) 痰飲門, 諸家名方の2番目の温肺湯が紹興方の2番目に移されている。
- (5) 小児門, 諸家名方の至聖保命丹, 揆積門が宝慶方の2, 3番目に移されている。

(1)~(4)において、移動した先の箇所は処方数が少なく、移動しなければその箇所の区分は存在しなかったであろうという点が共通している。このことから、これらの移動の理由は、紹興, 宝慶, 淳祐という区分の整合性をとるため、と理解される。また、淳祐方への移動が2例みられたことから、この校正作業は淳祐以降におこなわれた、と見なすことができる。

(1)~(4)において「諸家名方」の2, 3番目の処方が移動の対象となっている理由は、以上の「区分の整合性をとる」ためという背景を考え合わせるならば、本方の部の区分を整えるために、附録 (別録) の部から移動させ、また、附録の部が完全になくしてしまうことを恐れ、最低限1つは残し、2, 3番目の処方を本方の部に移動したと推測される。

以上の他に、規則的でない処方の移動がいくつ

か存在する。このような作業は非常にむずかしく、ややもすると処方成立した年を誤解し、区分に混乱を生じさせる結果をもたらす。この問題については、次節以下で視点を変えて改めて論じたい。5巻本に存在するはずのない宝慶方や淳祐方が5巻本に存在するのは上の理由によると考えられる。

本節で明らかにしてきたような区分の整合性をとるための処方の移動が見い出されるということは、別な見方に立つと本方における大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方の区分は、歴史的に行われた編纂の区分ではなく、後代におこなわれた作爲的な区分であることを暗に示していると言えよう。

5-3. 『和剂局方』が引用した『易簡方』

処方を増補する時、処方の並びの最後にその処方を付加するのが普通であるが、希に増補する処方古さに応じて、前の方の区分に入れることがある。痰飲の代表的な処方、二陳湯を例に検証してみたい。

二陳湯は、紹興年間(1131-1162)をやや下った1196年に成立した『易簡方』(王碩著)に見いだされる¹⁷⁾。『易簡方』は、『和剂局方』との関連性が高く、『易簡方』収載の全40処方(湯液30方、丸丹10方)のうち33処方が『和剂局方』を引用している。また、『和剂局方』では杏子湯、四七湯、増補四物湯、消暑円、参蘇飲等で『易簡方』を引用あるいは比較対照させている。したがって、二陳湯も『易簡方』からの引用と考えてよいであろう¹⁸⁾。

通行本では、二陳湯は痰飲門の紹興方の一番はじめに記されている。5巻本には収載されていない。したがって、本方は5巻本が編纂された紹興年間より後に増補されたと考えられる。

『和剂局方』痰飲門の紹興方は、二陳湯と温肺湯のわずか2方であり、温肺湯は、「諸家名方」の2番目にあったものをここに移動させたものである。前節でも明らかにしたように、この移動は区分の形式を整えるためのものであること、さらには、二陳湯が5巻本には存在しなかったことを考え合わせると、痰飲門の紹興方に相当する処方が何もなくなかったため、1つは『易簡方』から二陳

湯を、1つは諸家名方から温肺湯を持ってきて、この区分を充足させたと推定される。

このような区分の整合性をとるための作業があちこちで行われたとみられるが、問題も少なからず存在する。たとえば二陳湯の例でいえば、二陳湯は1196年以降の処方であり紹興年間の処方ではない¹⁹⁾。正確さを欠く移動作業がもたらした一例とみるべきであろう。

5-4. 調製法からみた処方の配列

版本を編纂したり校正したりするに際して、剂形の近似したもの同士を並べる場合が多い²⁰⁾。また、同じ剂形でも薬の調製法に近いもの同士を並べる傾向がみられる。この事実に着目して、本方における区分の問題について再検討した。方法としては、大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方の区分を股にかけて同じ調整法の処方が存在するか否かを検索した。ただし偶然性をさけるために比較的希な調製法の例だけを採り上げた。

[A] 諸風門

大観方 39²¹⁾ 骨碎補円「酒煮麵糊如梧桐子大」

紹興方 40 烏荊円「醋麵糊円如梧桐子大」

[B] 傷寒門

宝慶 38 保真湯「右咬咀為粗末」

宝慶 39 解暑三白散「右咬咀」

宝慶 40 縮脾飲「右咬咀」

宝慶 41 柴胡升麻湯「右咬咀」

淳祐 42 人参養胃湯「右為咬咀」

淳祐 43 参蘇飲「右咬咀」

[C] 痼冷門

宝慶 9 清心蓮子飲「剉散」

宝慶 10 独活寄生湯「剉散」

淳祐 11 人参養榮湯「剉散」

「麵糊」「咬咀」「剉散」といった比較的希な調製法²²⁾が時代を隔てて附加列記されたとは考えづらい。かえって、同じ調製法で整理されていた処方群を後の時代に何らかの理由で区切ったとみるのが妥当であろう。このような例からも、本方の部の時代区分は歴史的に再編纂された事実に基づいたものではなく、後になって意図的に区切った

ものであることが理解される。

摘 要

北宋代に初版が出版され、南宋末に至る約150年間に何度となく増補された『和劑局方』の増補の過程を検討し、以下の結果を得た。

1. 通行本『和劑局方』では(1)大観方、(2)紹興方、(3)宝慶方、(4)淳祐方、(5)呉直閣方、(6)統添方の6つに区分されているが、これらは時系列的に配列されているわけではない。呉直閣方は紹興方とほぼ同時代、統添方は紹興と宝慶の間の嘉定元年大(1208)に増補されたものである。
2. 大観方、紹興方、宝慶方、淳祐方を本方の部、呉直閣方、統添方を別録の部と2つに大別し、各々の部で時間の経過とともに増補された、と見るのが妥当である。
3. 紹興方の編纂には、2回以上の増補と校正がおこなわれた。
4. 本方の部における、大観、紹興、宝慶、淳祐の区分は各々の時代の編纂時に区切られたわけではなく、後の時代(淳祐以降)に意図的に校正しながら区切ったと推定される。このため、他の資料と比較しても、成立年代の噛み合わない処方も少なくない。

謝 辞

本研究を進めるに当たり、東京理科大学遠藤次郎先生、故中村輝子先生に御指導、卒業生鳴海里香さんに御協力を得ました。ここに御礼申し上げます。

文献および注

- 1) 小曾戸洋『太平惠民和劑局方』解題、『和刻漢籍医書集成、増広太平惠民和劑局方』解説1-9頁、エンタプライズ、東京、1988
- 2) 『増広太平惠民和劑局方』、燎原書店、東京、1976
- 3) 『幼幼新書』、李志庸等編、錢乙劉昉、中国中医薬出版社、2005
- 4) 『幼幼新書』では『太医局方』として引用しており、巻40の解説では「陳師文等編」としている。
- 5) 注記されている小児の方(古今録驗統命湯)まで

も引用している。

- 6) 大観年間編纂の『和劑局方』の前身に『太医局方』が存在したと言われているので、『幼幼新書』が引用したものは『和劑局方』ではなく、『太医局方』であった可能性もある。
- 7) 小曾戸洋「宮内庁書後部所蔵5巻本『和劑局方』について」『漢方研究』10月号、通巻166号、340-343頁、1985年
- 8) 現在見る『和劑局方』では、感応門から紅円子に至る処方数は14方。
- 9) 脾胃不和門は、今日見る『和劑局方』の諸版本にはみられない。脾胃の処方、「一切気、附脾胃積聚」として一切気篇に附属されている。
- 10) 『増註太平惠民和劑局方』大阪府立図書館石崎文庫692-57
- 11) 『経籍訪古志』に「陳氏書録解題、別載諸名家方2巻」とあるところから別録の部はもと『和劑局方』とは独立した医方書であったと推定される。
- 12) 今日見る増注本は宝慶方、淳祐方の区分が存在し、またそれらの区分内の処方に対しても注が附されている。後代に再構成されたものであることがわかる。詳細は別報参照。
- 13) 『和劑局方』の各種の版本の中には、区分されていないものも存在する。一般に、これらの版本を粗悪なテキストとして扱う見方もあるが、『和劑局方』は、もともと区分されていなかったことを考え合わせるならば、この評価は、再考すべきであろう。各種の版本についての比較検討は、別報で検討したい。
- 14) 『指南総論』にも多くの版本が存在し、各々内容が少しずつ異なる。本稿では文献10の『指南総論』に依った。
- 15) 「証」と「方」の一方が重複するものについては除外した。
- 16) 両5巻本の書名が『増広校正和劑局方』であることから、両書においてすでに増補と校正がおこなわれていたことがわかる。
- 17) 盧祖常『統易簡方論後集』姜附湯の項に「慶元丙辰(1196)至淳祐辛丑(1241)凡有易簡」とある。
- 18) 『易簡方』湯液方に特有な「咬咀」が『和劑局方』の二陳湯に見られること、『指南総論』(1208)中に二陳湯がみられないこともこの推測を裏付ける。
- 19) 『易簡方』が1196年初刊であることから二陳湯は慶元年間(1196-1200)のものということになる。
- 20) 諸風門等では丸丹劑(29方)、湯劑(3方)、散劑(6方)ときれいに配列されている。
- 21) 各病門の処方の通し番号。
- 22) 中村輝子、宮本浩和、遠藤次郎「『和劑局方』にみられる製剤の特徴」『薬史学雑誌』38巻、2号、185-192頁、2003

Questions Pertaining to the Years of Supplementations of the “Heji Jufang”

Tatsuhiko SUZUKI

Oriental Medicine Research Center of the Kitasato Institute

The first edition of “*Heji Jufang*” was published during the Northern Song Period and then revised numerous times. In this work the author examined in detail the process of revising the “*Heji Jufang*” and obtained the following results.

The most commonly used edition of the “*Heji Jufang*” is divided into six pharmacopoeias. However, they are not arranged in chronological order. The *Wuzhige* and *Shaoxing* pharmacopoeias were compiled at around the same time, while the *Xutian* pharmacopoeia was revised in the first year of the *Jiading* era (1208).

The work is generally divided into the main body, comprising the *Daguan*, *Shaoxing*, *Baoqing* and *Chunyou* pharmacopoeias, with additional entries found in the *Wuzhige* and *Xutian* pharmacopoeias. It seems reasonable to assume that individual portions were gradually enlarged over time.

In the main body of the pharmacopoeia, there is no distinction between individual compilations from the *Daguan*, *Shaoxing*, *Baoqing* and *Chunyou* eras. The relevant divisions were presumably added intentionally after the *Chunyou* era.

Key words: Heji Jufang, Zeng-guang Jiaozheng Heji Jufang, Zeng-zhu Taiping Huimin Heji Jufang